

令和5年3月7日（火）茨城県土木部河川課

照会先：茨城県土木部河川課

担当者：海岸G 課長補佐 青野

連絡先：029-301-4489（内線4483）

大洗サンビーチ（大洗港区海岸・大貫地区海岸）における自動車等乗入れ禁止規制について

令和5年4月1日から、大洗サンビーチにおいて海岸利用者の安全確保のため、海岸法により自動車等（自動車、サンドバギー車を含む自動二輪車及び原動付き自転車など）の乗入れが禁止されますので、お知らせいたします。

記

1 規制日時

令和5年4月1日（土）から

2 規制範囲

別添「図面資料」のとおり

3 概要

大洗サンビーチは、県内でも有数の海水浴場となっており、年間を通して多くの海岸利用者がいる。しかし近年、砂浜への自動車等の乗入れが多くなり、海岸利用者との接触事故などが懸念されていることから、令和3年度より地元の大洗町や地域住民から自動車等の乗入れを規制して欲しいとの強い要望があった。

これらのことから標記海岸において、海岸法第8条の2第1項第3号の規定に基づき、大洗サンビーチへの自動車等の乗入れを規制することとした。

大洗サンビーチにおける自動車等の乗入れ禁止

令和5年4月1日から、下図の赤部分の範囲の海浜地一帯は、海岸利用者の安全確保のため、海岸法により自動車、サンドバギー車を含む自動二輪車及び原動付き自転車などの乗入れが禁止されます。



違反した者には、海岸法により6か月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられます。